

(案)

## 滋賀県（伊吹山山頂周辺区域）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ） （令和8年 月 日～令和9年3月31日まで）

### 1 背景および目的

（背景）

滋賀県では、令和4年3月に「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)」を策定し、個体群管理等の対策を講じている。

推定生息数は、平成25年度の57,050頭（90%信用区間49,747頭～66,348頭）から令和元年度末時点の41,576頭(90%信用区間33,072～52,083頭)まで減少している。しかし、県のモニタリング調査（糞塊密度等）によると、生息密度指標は急激な増加は抑制できているものの減少していない。

米原市の低標高域においては、地元狩猟者団体を中心に有害鳥獣捕獲や狩猟により年間1,600頭程度の捕獲を行っている。当該地域のような高標高域においても有害被害対策実施隊を活用され、捕獲に取り組んでいるところであるが、捕獲条件が厳しく、捕獲が困難であるため、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の滞留を招いており、植生への影響が顕在化している。

滋賀県では、高標高域などの捕獲圧が低い地域において、指定管理鳥獣捕獲等事業により、滞留するシカの排除に取り組んでいるところである。

（目的）

過年度の調査結果に基づいて罠を設置することで効果的な捕獲を行い、伊吹山の植生回復を目的にシカの捕獲および排除を行う。

### 2 対象鳥獣の種類

シカ

### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

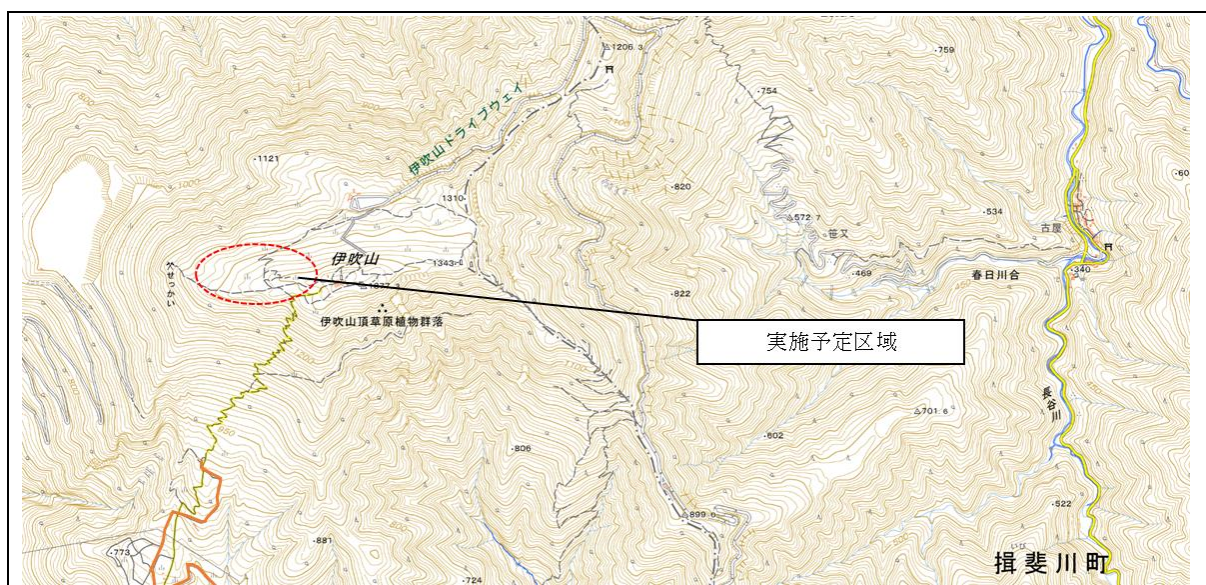
実施区域名	実施期間
伊吹山山頂周辺区域	令和8年6月1日～令和8年12月20日 (うち、捕獲作業を行う期間(事前誘引期間含む)) 令和8年9月1日～令和8年10月30日(うち21日間程度)

### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
伊吹山山頂周辺区域	米原市上野	当実施区域は、米原市に位置し、急峻な地形に囲まれた高標高域であ	伊吹山北部鳥獣保護区

(案)

		り、アクセスに時間がかかる地域であること、また登山客や観光客などの利用が多い地域であるなど捕獲条件が困難であり、有害鳥獣捕獲事業では捕獲圧がかかりにくい地域である。そのため、シカの滞留を招いていることから、周辺の自然植生への影響が顕著であり、降雨も相まって土砂の流出が発生している状況である。冬季には当実施区域に生息するシカが低標高域へ季節移動し、農林業被害を発生させる可能性があることから、農林業被害の低減を図るためにも当実施区域において捕獲を実施する必要がある。	琵琶湖国定公園（特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域） 国指定天然記念物（伊吹山山頂草原植生群落）
--	--	---	--



## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
伊吹山山頂付近周辺	捕獲数 10頭

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
------	--------	--------

(案)

伊吹山山頂周辺 区域	誘引わな猟（箱わな）	<ul style="list-style-type: none"><li>・箱わな 5 基程度とする。</li><li>・事前にヘイキューブ（牧草を固めたもの）により給餌し、センサーカメラ等で誘引状況を確認したのち稼働させる。</li><li>・捕獲作業期間のうち、わなの稼働期間は、21 日程度を予定。</li></ul>
---------------	------------	---

## ② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たっては、以下の手順で作業を進める。なお、安全かつ効率的な捕獲を進めるために、地権者および地元関係者からの意見聴取や協議を行い、決定する。

### ア 事前調査の実施

捕獲調査業務の受託者は、既往の調査結果に加え、最新情報の入手に努め、かつ、現地での痕跡等調査を実施し、安全で捕獲可能性が高い場所を抽出する。また、実施計画対象地域への立ち入り者等の状況を把握する。

### イ 業務計画書（捕獲調査計画書）の作成

業務実施に当たり捕獲調査計画書を作成して、捕獲作業を行う。捕獲調査計画書には、捕獲調査の概要、捕獲方法、捕獲従事者名、捕獲に使用する猟具、銃所持許可番号、捕獲位置図、捕獲に必要な申請、安全管理計画、緊急連絡体制、工程計画書等を記載する。

#### ウ 関係者との調整

業務計画書に従い、事業実施区域の土地所有者や周辺住民、関係機関へ事業開始前に連絡し、事業の実施概要、実施場所、方法、必要な許可の手続、緊急時の連絡体制等について情報を共有する。

#### エ 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体については現地埋設ではなく、焼却処分等の適切な処理を行う。また、当該地は観光客等が多いことから、捕獲個体の回収については、観光客等が少ない時間帯を基本とし、素早い搬出・運搬を行うためにも電動一輪車等を活用する。

#### オ 錯誤捕獲への対応

原則、毎日見回ることにより、事故の防止と錯誤捕獲に努める。シカ以外の動物が捕獲された場合には速やかに放獣することとする。とくにツキノワグマ、ニホンカモシカが捕獲された場合には、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制」に示す錯誤捕獲対応等の適切な措置を行う。

#### カ 安全管理

安全管理計画書を整え、捕獲作業を行う。安全管理計画には、観光客等および事業者の双方において、危険回避の方法と、万が一の事故発生時の対応について記載する。さらに、捕獲作業を行う際には、関係者に周知するとともに、注意喚起看板等を設置する。

#### キ 捕獲情報の収集

捕獲した際には、捕獲個体の記録、尾等の証拠品を収集する。また、捕獲個体の位置情報、性別、幼・成獣の別途個体情報を記録した捕獲記録表および作業日報を記録する。また、切歯（2本）の採取を行う。その他錯誤捕獲の有無などの得られた情報については、取りまとめ報告する。なお、採取した切歯は、滋賀県モニタリング事業においてセメント層板を計数し年齢を査定する。

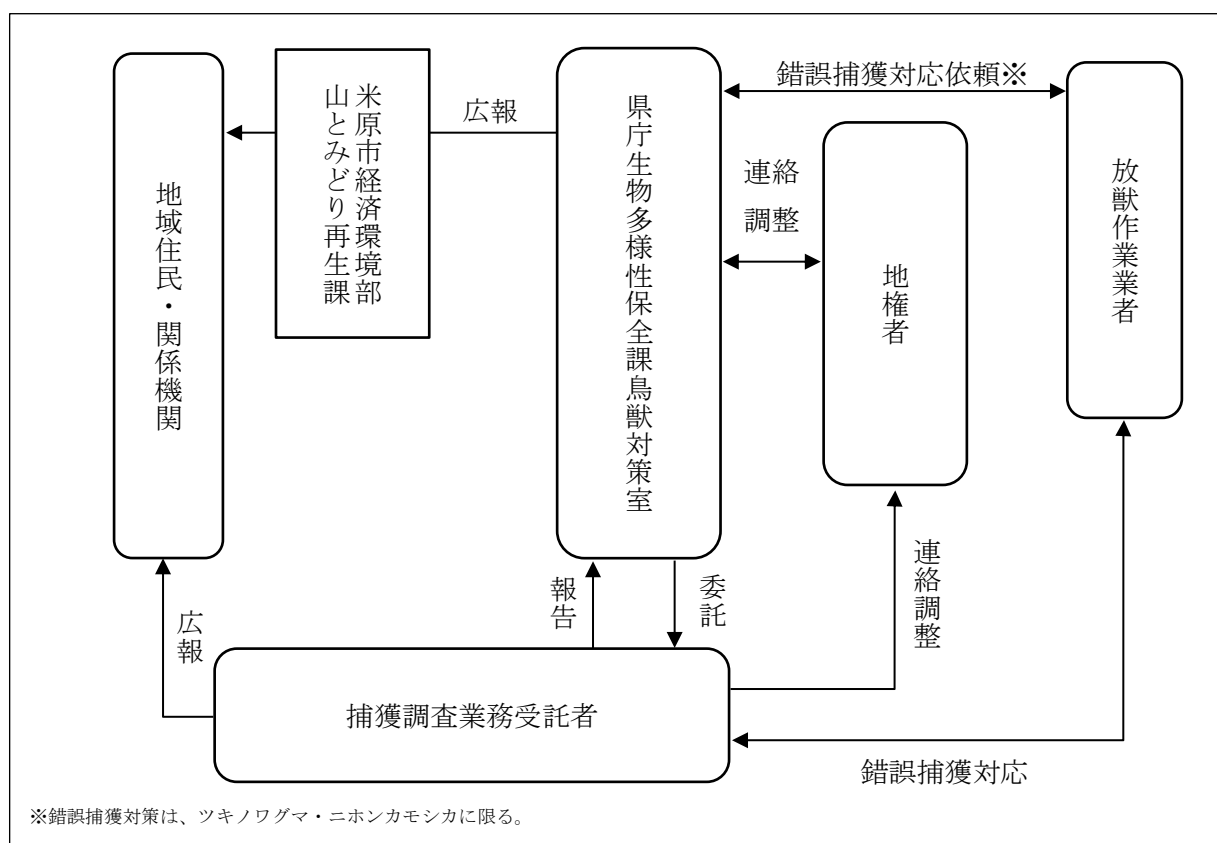
#### ク 評価方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の目的である山頂付近の滞留個体群の排除が達成されているかを評価する。令和5年度から実施しているセンサーカメラ調査による撮影頻度等から滞留個体群の排除について分析する。

捕獲数、捕獲位置情報のほか、利用密度・利用強度、痕跡等から行動変容情報を踏まえ、本事業の効果および妥当性を検証し、その結果を次年度の実施計画に反映することとする。

(案)

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



## 8 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業管理責任者を配置し、安全管理を徹底する。現場代理人および捕獲従事者は意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握し、捕獲を実施する。また、米原市、事業実施対象地の地権者、日本自動車道株式会社、地域住民およびその他の関係者に作業日時や事業実施範囲の周知などの情報共有を徹底する。

止めさし作業等は、観光客等が少ない時間帯を基本とするなど安全に配慮する。また、注意喚起の看板等を設置し、周知を図る。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

事業実施に伴い、関係者への事前周知を徹底するとともに、注意喚起の看板設置を行うとともに、止めさし作業等は観光客等が少ない時間帯を基本とするなど安全確保に努める。

(案)

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律のほか、関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法および森林法の法令を遵守する。

### (2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。

また、現地作業の実施にあたっては、豚熱（CSF）対策も確実に実施する。

### (3) 地域社会への配慮

シカの適正な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。